

様式 C-19

科学研究費補助金研究成果報告書

平成22年 4月 30日現在

研究種目：基盤研究（C）

研究期間：2007～2009

課題番号：19530039

研究課題名（和文）国際法におけるガバナンス規制の主流化に関する研究

研究課題名（英文） A Study on the regulation of governance in international law

研究代表者

桐山 孝信（KIRIYAMA TAKANOBU）

大阪市立大学・大学院法学研究科・教授

研究者番号：30214919

研究成果の概要（和文）：国内法秩序においては民主主義がガバナンスの基本原則として機能しているが、国際法秩序においても民主主義が尊重すべき価値として捉えられ、そこから人民の自決権やマイノリティ保護、先住民族の権利保障などが、規制されるべきガバナンスの要素と見られるにいたった。こうして現代国際法は、領土画定や資源配分の調整などを主要な役割とするものから、各国内のガバナンスの規制への関与、それを通じて世界全体のガバナンスの管理を主題とするものへと、役割転換が生じつつあることを検証した。

研究成果の概要（英文）：Democracy is a fundamental principle of governance regulation in domestic legal order now. Also in the international legal order, it can be observed that democracy has a position of the established principle, from which the right to self-determination of peoples, the right of minorities and the right of the indigenous peoples are regarded as the elements of the governance each state shall respect for. The contemporary international law has changed the major function from the regulation of territorial settlement or the distribution of the human or material resources to the regulation of domestic governance as well as that of global governance.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2007年度	1,000,000	300,000	1,300,000
2008年度	500,000	150,000	650,000
2009年度	700,000	210,000	910,000
年度			
年度			
総計	2,200,000	660,000	2,860,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・国際法学

キーワード：ガバナンス、民主主義、人民自決権、マイノリティ、国際連合、

1. 研究開始当初の背景

伝統的国際法は、管轄権の空間的配分をどのように行うかを中心的な任務とし国内事項については内政不干渉原則を基礎とする体系をとっていた。これに対して、現代国際法は、人権保障の国際化をはじめ、各国の管轄権内の具体的な秩序にも規制を及ぼすようになり、近年では政治体制や経済体制までもが国際的規制対象へと変化してきたのではないと思われる現象が目立ってきた。いわゆる「グッド・ガバナンス」への言及は、植民地支配の終了から1970年代までは、各国の政治経済体制はそれぞれの人民が決定し、外部からの干渉は排除されるべきであるという、人民の自決権論が強調されることによって、国際社会では影をひそめていた。しかし、1980年代後半になると、開発のトン挫や経済的困難をかかえるようになったサハラ以南のアフリカ諸国に対して、その原因が国内の政治経済制度にあるのではないかと考えられ、グッド・ガバナンス構築の必要性と、そのための支援が語られるようになった。さらに冷戦終結後は、経済支援の前提として「民主化」をはじめとするガバナンスの構築が要件として課せられるようになった。しかも興味深い事に、これらの主張もまた人民の自決権の名の下で行われたのである。以上のような状況は、現代国際法がこれまでの規制方法からガバナンスの規制へと重点を動かしつつあり、国際法が構造転換をとげつつある状況があるのではないかと考えたことが、研究開始当初の背景にある。

2. 研究の目的

国際法における管轄権配分の役割からガバナンス規制への役割への転換をどのように評価し、国際社会の構造変化をどのように分析するのか、ということが研究の目的になる。国際法におけるガバナンス規制の嚆矢であり、またそれを象徴するものとして、国際連盟期の委任統治制度およびマイノリティ保護制度がある。また今日では、その延長ともいえる人民の自決権の承認や、民主主義の国際的平面での定着という現象がある。本研究ではマイノリティ保護制度や国際法秩序における民主主義の展開に注目して、その実態と機能を考察し、今日のガバナンス規制が国際法秩序においても主流を占めつつあることを、どのように評価するか検討することが目的である。

3. 研究の方法

以上のような目的を達成するために、以下のような研究方法をとる。第1に国内法秩序でもガバナンスの基本原則と見られる民主主義が、国際社会ではどのように取り扱われてきたのかを検討する必要がある。第2に、ガバナンス規制とは、具体的にどのような現象をさし、それがどのように展開していったかを検討する必要がある。一口にガバナンス規制への転換といっても、取り上げるべき事項は現在では無数にある。温暖化対策ひとつとっても、国内の規制が国際的合意に連動しているからである。本研究では、歴史的パースペクティブを有する現象をとりあげて、その展開、または転換過程を検証することにしたい。国際法においてガバナンス規制が着目されたのは、国際連盟による委任統治地域の監督や戦勝国と新独立国や敗戦国との間で締結されたマイノリティ保護条約とその実施を確保するための諸制度が始まりと見てよい。そして現在では、東チモールやコソボに見られるような、国際連合による領域統治の事例なども登場してきており、それを国際法上どのように評価するかは、重要な論点になっている。つまり、住民の自決権実現のための国際監督であるという大義名分はあるとしても、それ以前の人民自らが政治経済体制を自由に決定するという、国際法上の自決権の理解とは大きくかけ離れているともいえるからである。ここに、これらの現象を歴史的なパースペクティブの中で把握する必要性があるのであり、委任統治制度やマイノリティ保護制度を時代に文脈の中で捉えなければならぬ理由がある。同時に、今日認められてきた先住民族の権利を含むマイノリティの権利などの具体的実施状況を国際機構による規範の形成及び実施体制も検討の射程に収める。

4. 研究成果

(1) 第1の成果は国際法秩序における民主主義の機能を明らかにしたことである。国内法秩序においてこそ、民主主義は「ガバナンス」の基本原則として機能しているが、国際法秩序においては、民主主義がどのように主張され、展開し、今日どのような問題が提起されているのかを検討した。そして、これを国際民主主義が国家間の平等要求として登場してきた現象を第1世代と位置づけ、しかし次第に国内の民主主義の実現を国際的に擁護する課題として国連をはじめ国際機構が取り組むようになってきた第2次世界大戦後の現象を第2世代とみた。さらに近年になって、それらふたつの面を同時に実現す

るために、NGOや国際機構も国家とともに国際的平面上に立って協力し始めていること、しかしながら同時にガバナンスを規制するために安保理が強制的措置を発動したり、世界銀行などが融資の条件としたりして、民主主義の原則ともいえる当事者の自由な意思を阻害する状況も現れており、その二つが矛盾・対立を含みながら展開されている現状を実証的に検討した。この矛盾がどのように解消されていくのかが、いわゆる第3世代における民主主義の課題であることを示した。

(2) 第2の成果として、ガバナンス規制が国際的平面上で問題となる契機であったマイノリティ保護について、国際法がどのように取り扱ってきたかを検討したことである。マイノリティ保護が国際的に問題となったのは第1次世界大戦終了後の新たな国際法秩序構築にあたって、紛争防止の手段としてマイノリティの国際的保護が制度化された時期である。この制度が注目されるのは、伝統的には、国際的な約束をどのように実施するのかは、各国にゆだねられており、相手国はその実施が国際法に違反するかどうかだけが問題にされたにとどまっていたのに対して、国内のマイノリティの取扱いを国際的に監督しようとしたことにある。これを国際的ガバナンスの始まりと見て、詳しい内容を検討した。他方この試みが、紛争予防であったにもかかわらず、第2次世界大戦で失敗し、国際連合の創設時には、集団ではなく、個人の国際的保護が前面に登場しマイノリティ保護が片隅に追いやられた。しかし、1990年以降、特にヨーロッパで再燃した民族紛争を目の当たりにして、再度見直しが図られ、新国家の誕生の際に当該国家にマイノリティの権利保護を義務づけ、それを国際機構が監視する仕組みを整えるなど、新しい状況が出てきたことに注目し、国際法が管轄権配分の構成から、ガバナンス規制に重心を置き始めたことを検証した。

(3) この検証は第3の成果ともつながっている。現在問題となっているコソボ独立をめぐるのは、国家として承認する欧米諸国とロシアや分離独立に不安を持つ諸国による不承認という対立状況があり、国際司法裁判所の勧告的意見の要請がなされたことはよく知られている。また、コソボ独立宣言と承認を契機にして、旧ソ連地域での分離独立の動きも活発化しロシアが承認するという状況も生まれた。これらの現象に対して国際法の観点からは、人民の自決権をどのように評価するかが関わっている。従来は人民の自決権の機能が、植民地人民が独立を果たすまで

を念頭に置いていたものから、国民の人権や民主主義を踏みにじる政権からの離脱をも承認するものとして機能すべきだという主張が、大きな力を得るようになったことが確認できる。これもまた人民の自決権の内実が人権や民主主義の擁護にあり、それを国際社会が保障すべきであるということ、言い換えれば国際社会が各国のガバナンスを規制すべきだという主張が台頭してきたことを示すものであり、国際法においてガバナンス規制がいよいよ主流を占めるようになったことを検証した。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計4件)

① 桐山孝信、国際法から見た人民自決と民族独立、ユーラシア研究、査読無、40号、2009、pp17-22

② 桐山孝信、国際法におけるマイノリティ研究の動向、マイノリティ研究、査読無、創刊号

③ 桐山孝信、国際法秩序における民主主義の機能、国際法外交雑誌、査読有、107巻4号、2009、pp1-18

④ 桐山孝信、現代世界の脅威と国際法の変容、法律時報増刊：改憲・改革と法、査読無、2008、pp250-256

[学会発表] (計3件)

① 桐山孝信、Towards the third generation of international democracy、International association of democratic lawyers、2009年6月8日、ベトナム・ハノイ

② 桐山孝信、国際法学におけるマイノリティ研究の動向、関西大学マイノリティ研究センター、2008年11月23日、関西大学六甲山荘

③ 桐山孝信、国際法における民主主義の機能—規範と主体の意味の変容に関連して、国際法学会、2007年10月6日、帝塚山大学

[図書] (計2件)

- ① 桐山孝信ほか、国際機構 (第4版)、世界思想社、2009年、336頁。
- ② 桐山孝信ほか、国際紛争と国際法、嵯峨野書院、2008年、309頁。

6. 研究組織

(1) 研究代表者

桐山 孝信 (KIRIYAMA TAKANOBU)
大阪市立大学・大学院法学研究科・教授
研究者番号：30214919

(2) 研究分担者 なし

(3) 連携研究者 なし